

# 4月1日から民法の一部が改正

## 嫡出推定制度の見直しなど

4月1日から民法の一部が改正され、嫡出推定制度の見直しにより、次の通り変更します。

婚姻の解消などの日から300日以内に生まれた子は、母が再婚していても、前夫の子と推定されていますが、4月1日以降に生まれる子については、婚姻の解消などの日から300日以内であっても、再婚後の夫の子であると推定されます。

再婚後の夫を父として出生届を提出すれば、婚姻後の戸籍に子が入り、父欄には夫の氏名が記載されます。

100日間と定められている女性の再婚禁止期間が廃止されます。4月1日以降にされる婚姻に適用されます。

夫の子と推定された子について、夫のみが嫡出否認の訴えにより、父子関係を否定することが可能とされていますが、子と母も嫡出否認の訴えを提起でき、出訴期間も1年から3年に延びました。

4月1日以降に生まれる子に適用されますが、施行日前に生まれた子やその母も、4月1日から1年間に限り、嫡出否認の訴えを提起して、血縁上の父ではない人が子の父と推定されている状態を解消することができます。

従来は子その他の利害関係人は、認知に対して反対の事実を主張することができましたが、改正により訴えの提起者を子とします。

現在新3号認定の人除く）無償化の対象となるためには、事前に「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

## 申請は3月19日まで 幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育無償化の対象となるためには、事前に「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

認定は在住している市で受けます。市外に引っ越しする場合は、転居先で手続きを。

【対象】市内在住の3〜5歳児（幼稚園は満3歳から）か住民税非課税世帯の2歳児以下で、4月以降のいずれかに該当する人▽私学助成幼稚園や認可外保育施設などに入園▽認定子ども園や幼稚園に入園し、預かり保育などを利用▽認定子ども園、幼稚園、認可外保育施設などの在園児で3歳児クラスに進級し、新2号認定を受けたい

（現在新3号認定の人除く）1. 認定内容が変更になる場合や認定期間を更新する場合も申請が必要です（変更・更新を希望する月の前月20日までに必要書類を市教委教育保育課に提出してください）。詳しくは市ホームページ（下）二次元コードから読み取り可）で確認を。

園市役所2階の教育保育課で配布する申請書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を書き、必要書類を添えて、3月19日までに直接か郵送（必着）で〒664・8503伊丹市役所教育委員会事務局教育保育課（Tel.784・8035）へ。

◆施設等利用費請求書の提出 市教委は、子育てのための施設

等利用給付認定（新2号か新3号）を受け、令和5年10月〜6年3月に幼稚園などの無償化対象施設（事業）を利用した人に対する施設等利用費（預かり保育料や認可外保育施設の利用料など）を支給します。

請求手続きには、施設等利用費請求書（市ホームページからダウンロード可）や各園が発行する領収証兼提供証明書が必要。申請方法など詳しくは市ホームページ（下）二次元コードから読み取り可）を確認を。

支給は5月下旬の予定。 園市教委教育保育課 Tel.784・8035。 ◆保育アシスタント（資格不問）

夫の子と推定された子について、夫のみが嫡出否認の訴えにより、父子関係を否定することが可能とされていますが、子と母も嫡出否認の訴えを提起でき、出訴期間も1年から3年に延びました。

4月1日以降に生まれる子に適用されますが、施行日前に生まれた子やその母も、4月1日から1年間に限り、嫡出否認の訴えを提起して、血縁上の父ではない人が子の父と推定されている状態を解消することができます。

従来は子その他の利害関係人は、認知に対して反対の事実を主張することができましたが、改正により訴えの提起者を子とします。

現在新3号認定の人除く）無償化の対象となるためには、事前に「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

認定は在住している市で受けます。市外に引っ越しする場合は、転居先で手続きを。

【対象】市内在住の3〜5歳児（幼稚園は満3歳から）か住民税非課税世帯の2歳児以下で、4月以降のいずれかに該当する人▽私学助成幼稚園や認可外保育施設などに入園▽認定子ども園や幼稚園に入園し、預かり保育などを利用▽認定子ども園、幼稚園、認可外保育施設などの在園児で3歳児クラスに進級し、新2号認定を受けたい

（現在新3号認定の人除く）1. 認定内容が変更になる場合や認定期間を更新する場合も申請が必要です（変更・更新を希望する月の前月20日までに必要書類を市教委教育保育課に提出してください）。詳しくは市ホームページ（下）二次元コードから読み取り可）で確認を。

園市役所2階の教育保育課で配布する申請書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を書き、必要書類を添えて、3月19日までに直接か郵送（必着）で〒664・8503伊丹市役所教育委員会事務局教育保育課（Tel.784・8035）へ。

◆施設等利用費請求書の提出 市教委は、子育てのための施設

等利用給付認定（新2号か新3号）を受け、令和5年10月〜6年3月に幼稚園などの無償化対象施設（事業）を利用した人に対する施設等利用費（預かり保育料や認可外保育施設の利用料など）を支給します。

請求手続きには、施設等利用費請求書（市ホームページからダウンロード可）や各園が発行する領収証兼提供証明書が必要。申請方法など詳しくは市ホームページ（下）二次元コードから読み取り可）を確認を。

支給は5月下旬の予定。 園市教委教育保育課 Tel.784・8035。 ◆保育アシスタント（資格不問）

今号は、番外編として、教育長がお届けします。

### 子どもの幸せのために

教育委員会では、子どもの幸せの実現を目指し、これまで幼児教育改革や中学校給食の導入、コミュニティ・スクールの設置などさまざまな教育改革に取り組みしてきました。中でも一番力を入れてきた後3時、市役所1階の市民課窓口。

◆マイナンバーカード本庁窓口完全予約制へ 3月1日（金）から交付に加え、カード申請・電子証明書の更新・暗証番号の再設定など予約受け付けを開始します。詳しくは市ホームページで確認を。

園市市民課マイナンバード担当 Tel.784・8121。

か准看護師資格を持つ人▽月給25万4千700円。

特別支援学校看護師・介助員（看護師）▽勤務1週1〜2日の午前8時半〜午後5時▽応募資格1看護師か准看護師資格を持つ人▽時給1千580円（介助員）▽勤務1月〜金曜の午前7時半〜午後4時▽資格1不問▽月給17万5千円（短時間介助員）▽勤務1月〜金曜の午前7時半〜9時半および午後2時半〜4時▽資格1不問▽時給1千290円。

園市役所2階の職員課にある所定の用紙（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を書き、写真を貼り、直接か郵送で〒664・8503伊丹市教育委員会事務局職員課（Tel.784・8084）へ。

善やICTの有効活用などに取り組みました。家庭・地域においては、基本的な生活習慣の確立や「土曜学習」などを実施しました。

行政・学校・家庭・地域の「横の連携」により、現在では、全国トップレベルに至るまでになりました（下）二次元コードから読み取り可）。

もう一つ見逃がすことができないのが、乳幼児期から高等学校までの「縦の連携」による教育の充実です。

乳幼児期は、「子どもは5歳までにその生涯に学ぶべきことを学び終わる」と言われるよう

に、好奇心や主体性、協働性など人生のエンジンが培われる極めて大切な時期です。

この時期の教育・保育の重要性に注目し、子ども園・幼稚園・保育所の所管を教育委員会に一元化し、幼児教育ビジョンにのっとり、一体となって研修に取り組みなど、質の向上を図ってきました。

学力の向上は、このような「縦と横の連携」を大切にしながら教育の成果であり、今後も、「子育てするなら伊丹」「学力を伸ばすなら伊丹」といったイメージが定着するよう全力で取り組んでいきます。

（教育長 木下 誠）



みんなど市長 <番外編>

伊丹のお店で子ども職業体験

# はたら子

中心市街地の店舗などで子どもたちがさまざまな「お仕事体験」ができる、町ぐるみ職業体験イベントです。

【日時】3月23日（日）午前10時〜午後5時  
【会場】JR・阪急伊丹駅周辺の協力店舗など  
【対象・定員】小学生200人程度  
【参加料】2体験1500円  
園同イベントホームページ（二次元コードから読み取り可）で電子申請を。先着順（希望者多数の場合は抽選）。

はたら子実行委員会事務局 Tel.744-0215

東日本大震災関連プラネタリウム

## 「星よりも、遠くへ」を開催

【日時】3月10日（日）午後0時20分  
【会場】子ども文化科学館  
【内容】震災の日の星空と被災者との繋がりを描いたプラネタリウム版ドキュメンタリー（星空解説なし）  
【定員】150人  
【参加料】無料（要整理券。整理券は当日午前9時から同館で配布）。先着順。子ども文化科学館 Tel.784-1222